

まん延防止等重点措置

対象地域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、中津川市、羽島市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

要請期間

令和3年5月9日（日）から5月31日（月） 23日間

依頼の内容（共通事項）

- 酒類提供等（酒類の店内持込含む。）を行わないことの働きかけ
- カラオケ設備使用自粛要請【法第24条第9項】
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請【法第24条9項】

依頼の内容（施設の種類、規模等の別）

施設の種類	施設例	協力を依頼する事項
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・ 1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請
運動施設	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ 等	・ 1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	・ 人数上限5,000人かつ収容率50%以下
遊技場	テーマパーク、遊園地、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	・ 1,000㎡超【法第24条9項】 20時までの営業時間短縮要請
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	・ 1,000㎡以下 20時までの営業時間短縮の働きかけ
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	